



# 第7期上天草市障がい福祉計画 第3期上天草市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

上天草市

## 目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 SDGsの推進	1
4 計画の期間	2
第2章 計画の基本方針	3
1 計画の基本的理念	3
2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	5
3 相談支援体制の確保に関する基本的考え方	6
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	7
第3章 成果目標及び活動指標	8
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	8
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
3 地域生活支援の充実	10
4 福祉施設から一般就労への移行等	11
5 障がい児支援の提供体制の整備等	13
6 相談支援体制の充実・強化のための取組	15
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	17
8 発達障がい者等に対する支援	17
第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み	19
1 訪問系サービス	20
2 日中活動系サービス	23
3 居住支援及び施設系サービス	30
4 相談支援	32
第5章 障害児通所支援等の必要量の見込み	35
1 障害児通所支援等	35
第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み	39
1 理解促進研修・啓発事業	39
2 自発的活動支援事業	39
3 相談支援事業	40
4 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度市長申立事業	40
5 意思疎通支援(コミュニケーション)事業及び手話奉仕員養成研修事業	41
6 日常生活用具給付事業	42

7 移動支援事業	4 3
8 地域活動支援センター事業	4 3
9 その他任意事業	4 4
10 巡回支援専門員整備事業	4 7
11 天草地域自立支援協議会	4 8
第7章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の 円滑な実施を確保するための必要な事項	4 9
1 障がい者等に対する虐待の防止	4 9
2 障がいを理由とする差別解消の推進	4 9
3 意志決定支援の取り組み（成年後見制度利用促進基本計画）	5 0
4 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加の促進	5 3
5 障がい者等の安全確保に向けた取組	5 4
6 その他の関連法	5 4
第8章 計画の推進	5 5
巻末資料	
○天草圏域または県内の主な障害福祉サービス事業所一覧	5 6

## 第1章 計画策定の概要

### 1 計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条第1項、障がい児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所及び障害児相談支援を提供するための体制を計画的に確保することを目的として策定されるものです。

計画の策定は国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。）」に基づき、「第4期上天草市障がい者計画」の基本理念である「安心・快適な暮らしづくり」を目指し、本市における障がい者（児）の生活の実態やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込み量の算出を行います。

### 2 計画の位置づけ

「上天草市障がい福祉計画」及び「上天草市障がい児福祉計画」は、「上天草市第2次総合計画」、「上天草市地域福祉計画」に即しながら障害者基本法第11条第3項に基づき、障がいのある人の生活全般に関わる基本計画として策定した「上天草市障がい者計画」を上位計画とし、各種保健福祉分野の関連計画等とも整合性を図っていきます。

なお、本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、熊本県の数値目標として「熊本県障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に反映されます。

### 3 SDGsの推進

国においては、平成27年（2015年）の国際サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の達成に向けたSDGs実施指針を定めており、その中で、地方自治体においても積極的な取組を推進することが期待されています。

本市においても、SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、基本方針や施策を推進します。

※SDGs（エスディージーズ）とは

人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的目標で、国際連合で決まった2030年までの国際目標です。

SDGsは、17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指しています。

#### 4 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、3年を1期として策定することとされており、「第7期上天草市障がい福祉計画」及び「第3期上天草市障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度を計画期間とし一体的に策定します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4期上天草市障がい者計画					
第7期上天草市障がい福祉計画 第3期上天草市障がい児福祉計画			第8期上天草市障がい福祉計画 第4期上天草市障がい児福祉計画		

## 第2章 計画の基本方針

第7期上天草市障がい福祉計画及び第3期上天草市障がい児福祉計画の策定に当たっては、国の指針における以下の基本的な考え方を踏まえ策定します。

### 1 計画の基本的理念

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を推進します。

#### (2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスは、障がい者等が住み慣れた地域でサービスを受けることができるよう、本市が主体となり実施します。地域間の均衡を図るとともに、身体障がい、知的障がい及び精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児が障害福祉サービス等を平等に受けられるようサービス基盤の充実並びに周知を図ります。

#### (3) 施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくりやインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備・充実に努めます。

また、地域生活支援の拠点等の整備に合わせて、地域生活に対する安心感を担保し、地域生活を希望する者に対する支援等を進めるために、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあ

たっては、精神障がい者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### **(4) 地域共生社会の実現に向けた取組**

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らしそして生きがいを共につくり、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

また、障がい等の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能、継続的につながり続ける伴走型相談支援を中心的に担う機能を備えた相談支援、相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援、ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の支援などを推進します。

#### **(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援**

障がい児の健やかな育成を支援する観点から、障がいの疑いのある段階から身近な地域で質の高い専門的な児童発達支援等ができるよう、地域療育支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が地域の保育、教育等を受けることができるように支援することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制を構築します。

#### **(6) 障害福祉人材の確保・定着**

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、

提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による環境の整備及び障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

### (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことのできる社会を目指すことが重要です。特に障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）を踏まえ、文化行政担当の関係部署との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することのできる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進に努めます。

## 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

住み慣れた地域で必要とされる訪問系サービス、日中活動系サービスの保証、グループホーム等の充実及び地域における複数の関係機関が分担して機能を担うための地域生活支援拠点等の整備と機能の充実、福祉施設から一般就労への移行の推進を図ります。

- (1) 必要とされる訪問系サービスの保障
- (2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者等に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

### 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者（児）が地域において自立した生活を送るためには、サービスの適正な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。そのために、福祉に関する問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備とサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言等を担う相談支援体制の充実を図り、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置が努力義務化されました。また、相談支援体制の構築が進むことに伴い、障がい者が地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保を図る必要があります。

発達障がい者等の支援に関して、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保に努めます。

また、障がいのある人たちが地域で安心して暮らせるよう、障がい者への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者及びその家族、障がい者の福祉、医療、教育または雇用に関する者で構成される協議会を置き地域の課題改善に取り組むとともに、市障がい福祉計画等について地域の課題解決に向けた積極的な提言を行います。

- (1) 相談支援体制の充実・強化
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障害者等に対する支援
- (4) 協議会の活性化

### 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育、保育等の

利用状況を踏まえ、障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び地域社会への参加や包容（インクルージョン）の促進の観点から、保育所・認定子ども園、放課後児童健全育成事業、小学校や特別支援学校等の育ちの場での療育支援の協力、特別な支援が必要な障がい児（重症心身障がい児）及び医療的ケア児に対するコーディネーター配置などの支援体制の整備が必要です。そのため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な地域で受けることができる相談支援体制の構築に努めます。

- （１）地域性支援体制の構築**
- （２）保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援**
- （３）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進**
- （４）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備**
- （５）障害相談支援の提供体制の確保**

### 第3章 成果目標及び活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するために、以下の成果目標および活動指標を設定します。

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用しグループホーム、一般住宅等で地域生活に移行する人の数を見込み、数値目標を設定します。

##### ○国の基本指針

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度までに地域生活へ移行する。
- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

##### ○現状と課題

令和3年4月から令和5年8月までに地域生活に移行した障がい者の実績はありません。福祉施設入所者の地域移行は、入所者の重度化及び高齢化による減少が予測されますが、令和8年度の目標値達成に向けて、引き続きその受け皿となる地域での住まいの場の確保・整備の充実を行います。

##### ○福祉施設の入所者の地域生活への移行者数の実績及び目標値

項目	数値
【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数（A）	74人
【目標値】令和8年度末入所者数（B）	69人
【目標値】地域生活移行者数（C）	5人
移行率（C/A）×100	6.8%

### ○福祉施設入所者数の実績及び目標値

項目	数値
【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数（A）	74人
【目標値】令和8年度末入所者数（B）	69人
【目標値】地域生活移行者数（A）－（B）	5人
移行率（A/B）×100	6.8%

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すためには、計画的な地域の基盤整備が必要です。精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神障がいの程度に関わらず地域生活に関する相談に対応できるようにするとともに、市及び圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域組織、市町村などの連携に加え、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組が必要です。

### ○国の基本指針

- ・全ての市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ・精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数

### ○現状と課題

本市では、精神科専門医療機関がないため、保健、医療、福祉関係者による協議の場である「天草地域精神保健福祉連絡協議会」において連携強化に努めます。

また、「天草地域自立支援協議会」とも連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めます。

○保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項目	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	1 人	1 人	1 人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
【目標値】 精神障がい者の地域移行支援事業の利用者数	1 人	1 人	1 人
【目標値】 精神障がい者の地域定着支援事業の利用者数	1 人	1 人	1 人
【目標値】 精神障がい者の共同生活援助事業の利用者数	1 人	1 人	1 人
【目標値】 精神障がい者の自立生活援助事業の利用者数	17 人	17 人	17 人
【目標値】 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1 人	1 人	1 人

### 3 地域生活支援の充実

障がい者の「重度化・高齢化」及び「親亡き後」を見据え、自立に関する相談、緊急時の受け入れ施設の確保、コーディネーター配置等による地域の体制づくりが求められています。地域の暮らしの安心を進めるため、障害福祉サービス等の整備、基幹相談支援センターの設置など地域における課題の検討を行い体制整備に努めます。

○国の基本指針

- ・令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともにその機能の充実のため、コーディネーターの配置等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ・令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可能）を進める。

### ○現状と課題

本市の地域生活支援拠点等の体制整備については、地域において機能を分担する「面的整備型」により進めていきます。相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会、場の確保等を優先に地域生活支援拠点を整備し、計画策定検討委員会等の場を通じて今後の運用状況を検証及び検討していくこととします。

また、強度行動障がいのある人の支援ニーズの把握を行い、支援体制の整備に向けた検討を進めていきます。

### ○地域生活支援拠点等の整備

項目	数値
令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の設置箇所	1箇所
令和8年度末時点のコーディネーターの配置箇所	1箇所
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討回数	年1回
強度行動障がいを有する者への支援体制の整備箇所	1箇所

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

### ○国の基本指針

- ・福祉施設から一般就労への移行実績を令和3年度の1.28倍以上とする。
- ・就労移行支援事業から一般就労への移行実績を令和3年度の1.31倍以上とする。
- ・就労継続支援A型事業から一般就労への移行実績を令和3年度の1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型事業から一般就労への移行実績を令和3年度の1.28倍以上を目指す。
- ・就労移行支援利用者終了者に占める一般就労移者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・就労定着支援事業から一般就労への移行実績を令和3年度の1.41倍以上と

する。

- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

#### ○現状と課題

福祉施設利用者の一般就労への移行については、引き続き就労支援体制の充実、受入れ企業の開拓等が必要となっており、市役所関係各課との連携、天草地域自立支援協議会、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し取組みます。

※一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者等です。

#### ○福祉施設から一般就労への移行

項目	数値
【実績値】 令和3年度就労移行支援事業等から一般就労移行者数	6人
【目標値】 令和8年度就労移行支援事業等から一般就労移行者数	8人 (1.33倍)

#### ○就労移行支援からの一般就労への移行

項目	数値
【実績値】 令和3年度就労移行支援からの一般就労移行者数	2人
【目標値】 令和8年度就労移行支援からの一般就労移行者数	3人 (1.50倍)

#### ○就労継続支援A型事業から一般就労への移行

項目	数値
【実績値】 令和3年度就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	1人
【目標値】 令和8年度就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	2人 (2.00倍)

○就労継続支援B型事業から一般就労への移行

項目	数値
【実績値】 令和3年度就労継続支援B型からの一般就労移行者数	1人
【目標値】 令和8年度就労継続支援B型からの一般就労移行者数	2人 (2.00倍)

○就労移行支援及び就労継続支援から一般就労への移行

項目	数値
【実績値】 令和3年度就労移行支援及び就労継続支援からの一般就労移行者数	4人
【目標値】 令和8年度就労移行支援及び就労継続支援からの一般就労移行者数	7人

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を目指します。

また、医療的ケア児が適切な支援が受けられるように地域での支援体制の整備を目指します。

○国の基本指針

- ・令和8年度末までに、4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・令和8年度末までに、圏域または各市町村での保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医

療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

○現状と課題

本市においては、児童発達支援事業所がなく、市外の事業所及び市直営での地域療育通園事業を利用しています。また、放課後等デイサービスについては、市内の1事業所、市外の事業所を利用している状況ですが、年々利用者が増加していることから、圏域及び近隣市町での検討及び事業所の開設が望まれます。療育支援は、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、就学から就労、自立した生活の確保まで一貫した支援が望まれることから、関係機関との連携協議の場を設置していくこととします。

また、医療的ケア児の支援については、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置に努めます。

○児童発達支援センターの設置

項目	数値
【目標値】 令和8年度末時点の設置数（圏域）	1箇所

○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

項目	数値
【目標値】 令和8年度末時点の設置数（圏域）	1箇所

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	数値
【目標値】 令和8年度末時点の設置数（圏域）	2箇所

○主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数値
【目標値】 令和8年度末時点の設置数（圏域）	2箇所

#### ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	数値
【目標値】 令和8年度末時点の設置数	1箇所

#### ○医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置

項目	数値
【目標値】 医療的ケア児支援に関するコーディネーターの配置	1箇所

## 6 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制を充実及び強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化します。

#### ○国の基本指針

- ・令和8年度末までに、市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹型相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹型相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

#### ○現状と課題

本市においては、総合的・専門的な相談支援の核となる基幹相談支援センターが未設置です。今後は、障がいの種別及び各種のニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援を行うことができるよう相談支援体制の充実及び強化に向けや人材育成を図ります。

また、地域の相談支援機関との連携を強化し、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開拓、改善等の検討を行います。

○基幹相談支援センターにおける相談支援体制の充実・強化等のための取組

項目	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0 件	0 件	1 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0 件	0 件	1 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0 回	0 回	1 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0 回	0 回	1 回
主任相談支援専門員の配置数	0 人	0 人	1 人

○協議会における相談支援体制の充実・強化等のための取組

項目	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
協議会の設置の有無	有	有	有
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1 回	1 回	1 回
相談支援事業所の参加事業者・機関数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
専門部会の設置数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
専門部会の実施回数	6 回	6 回	6 回

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化する中で、利用者が真に必要とする障害福祉サービスを提供していくため、市はサービスの利用状況を把握し、必要なサービス提供ができているのか、検証を行っていく等の取組が必要です。

### ○国の基本指針

- ・令和8年度末までに、県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

### ○現状と課題

障害認定区分を適正に認定するため、県の主催する研修へ参加し認定調査員としての力量向上に努めていますが、今後も各種研修へ積極的に参加する他、自立支援審査支払システム等を活用し、過誤請求を無くすための取組を行います。

### ○障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	R6年度	R7年度	R8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加及び都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
(共有する体制が有の場合) それに基づく実施回数	12回	12回	12回

## 8 発達障がい者（児）に対する支援

発達障がい者（児）が、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、また、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようにペアレントプログラム及びペアレントトレーニングなどの発達障がい者（児）及びその家族等に対する支援体制を整えます。

また、発達障がいの子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言などを行うペアレントメンター事業の実施や、情報や意見の交換を行うピアサポート活動の場を設けることも必要です。

- ※1 ペアレントトレーニングとは、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、養育者の関り方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。  
ペアレントプログラムとは、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム。
- ※2 ペアレントメンターとは、自ら発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者で、発達障がいのある子どもをもつ保護者に対して、共感的な支援や地域資源についての情報提供を行う人。
- ※3 ピアサポートとは、自らの体験に基づいて、他の発達障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。

#### ○国の基本指針

- ・発達障がい者（児）及び家族等への支援体制の確保

#### ○現状と課題

本市では、発達障がい者（児）に対する支援の充実を図るため、発達障がいに関する様々な課題に関して、ペアレントプログラム及びペアレントトレーニング等を活用し、発達障がい者、その家族等に必要な支援及び助言を行います。

また、発達障がいの子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して情報提供や助言などを行うペアレントメンター事業の実施、情報及び意見の交換を行う機会（ピアサポート活動）の場を設けます。

#### ○発達障がい者支援の一層の充実のための取組

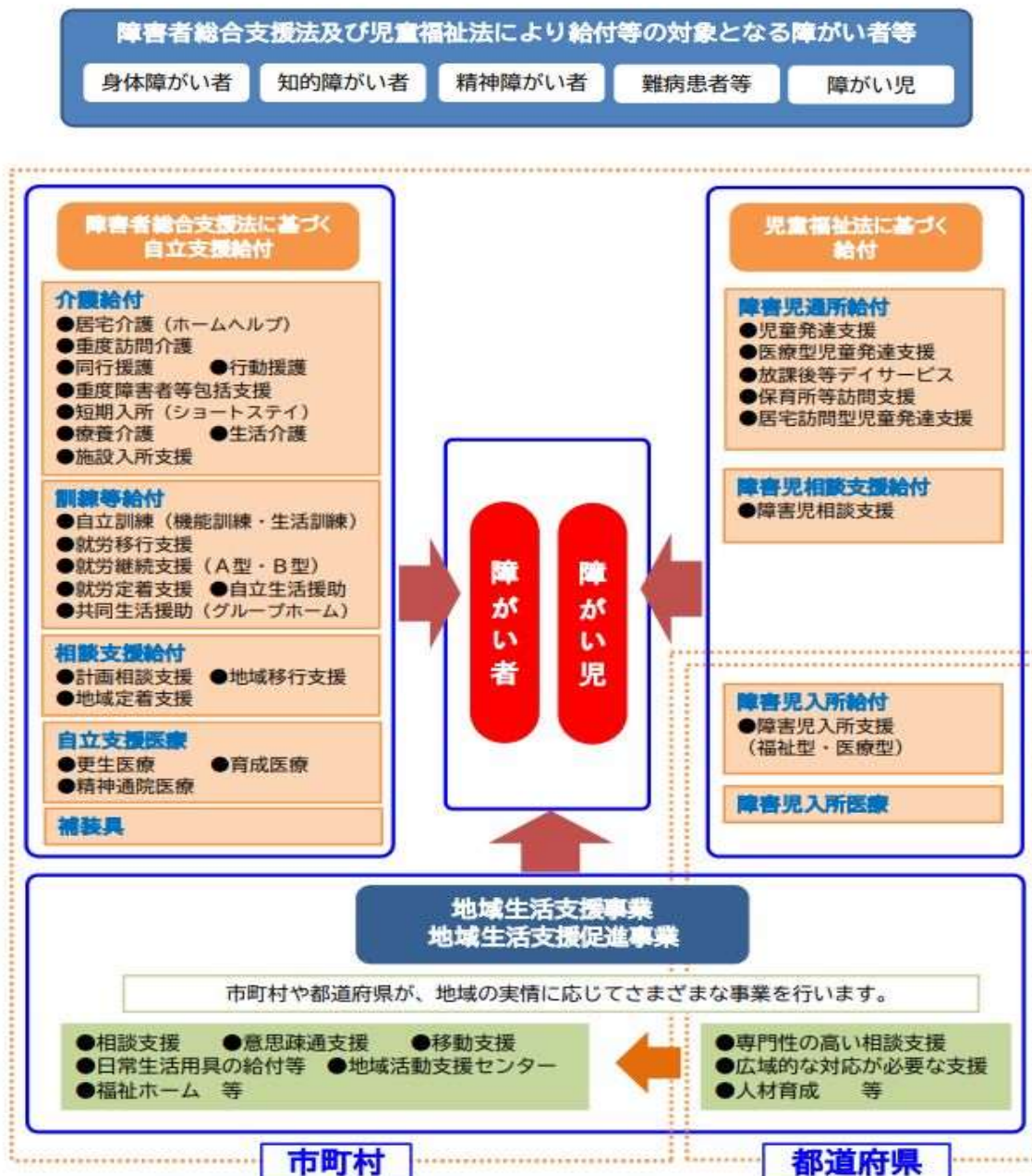
項目	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
ペアレントプログラムの開催回数	6 回	6 回	6 回
ペアレントトレーニングの開催回数	0 回	0 回	6 回
ピアサポートの活動の実施回数	1 回	1 回	1 回

## 第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

住み慣れた地域での必要な訪問系サービス、日中活動系サービス、グループホーム等の障害福祉サービス等の確保、地域生活支援拠点等の整備を図り、施設入所から地域生活への移行・定着を推進します。

### 参考1 障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の体系

障害者総合支援法による総合的なサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されており、児童福祉法によるサービスは、「障害児通所給付・障害児相談支援給付」と「障害児入所給付・障害児入所医療」で構成されています。



## 1 訪問系サービス

### (1) 居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事や生活に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行います。

#### 《居宅介護利用条件》

- ア 障害支援区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の割合）
- イ 通院等介助（身体介護を伴う場合）は、障害支援区分が2以上に該当かつ認定調査項目の要件に該当

#### ○今後のサービス見込量

現在、市内に4か所と市外の事業所からのサービス提供があります。令和5年度利用者実績をもとに、65歳到達者の介護保険への移行者数と地域移行者を勘案しサービス量を見込みます。

#### 【居宅介護サービスの利用実績及び見込量】

（1月の総時間数、利用者数）

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (時間/月)	269	205	236	276	300	324
利用者数 (人/月)	23	21	21	23	25	27

### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい及び精神障がいにより、行動上著しい困難があり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、生活等に関する相談助言などを総合的に行います。

#### 《重度訪問介護利用条件》

- ア 障害支援区分4以上であり認定調査項目の要件に該当

#### ○今後のサービス見込量

これまでサービス利用実績はありませんが、施設・病院からの地域移行をすすめるに当たり、利用者1人を見込みます。

【重度訪問介護サービスの利用実績及び見込量】 (1月の総時間数、利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (時間/月)	0	0	0	300	300	300
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

(3) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難な人の外出に同行し、必要な情報(代筆・代読を含む)の提供、援護等の支援を行います。

《同行援護利用条件》

ア 視覚障がいにより、移動に困難な人等であって、認定調査項目要件に該当

○今後のサービス見込量

令和5年8月までの利用者数2人をもとに、毎年度新規1人を勘案し、サービス量を見込みます。

【同行援護サービスの利用実績及び見込量】 (1月の総時間数、利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (時間/月)	13	9	11	18	24	30
利用者数 (人/月)	2	2	2	3	4	5

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がい等により常に介護が必要で、自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するための必要な支援及び外出支援を行います。

《行動援護利用条件》

ア 障害支援区分3以上であり認定調査項目の要件に該当

○今後のサービス見込量

これまでサービスの利用実績はなく、市内に事業はありません。他圏域の事業所からの提供となりますが、施設・病院からの地域移行をすすめるに当たり、利用者1人を見込みます。

【行動援護サービスの利用実績及び見込量】 (1月の総時間数、利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (時間/月)	0	0	0	20	20	20
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

(5) 重度障害者等包括支援

常に介護の必要性がとて高い人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

《重度障害者等包括支援利用条件》

ア 障害支援区分6以上で意思疎通に著しい困難を有し、次のいずれかに該当

(ア) 重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち人工呼吸による呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度知的障がい者

(イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上

○今後のサービス見込量

これまでにサービス提供の実績はありません。市内に総合的にサービスを提供できる事業所はなく、サービス提供の確保が困難ですが、施設・病院等からの地域生活の移行をすすめるにあたり令和8年度に利用者1人を見込み体制確保に努めます。

【重度障害者等包括支援サービスの利用実績及び見込量】（1月の総時間数、利用者数）

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	300
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。

#### 《生活介護利用条件》

- ア 障害支援区分3以上に該当（施設入所の場合は区分4以上）
- イ 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上に該当（施設入所の場合は区分3以上）
- ウ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い、サービス等利用計画により市町村が必要と認めた人

#### ○今後のサービス見込量

市内において生活介護事業所は1か所、基準該当事業所は2か所の実績があります。地域移行を進めるに当たり、令和5年8月までの利用者数110人の実績をもとに毎年度新規者数2人、新規事業者数を令和6年度30人、令和8年度20人を勘案しサービス量を見込みます。

【生活介護のサービス利用実績及び見込量】（1月の総利用日数、利用者）

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (人日分/月)	2,160	1,987	2,064	3,266	3,312	3,818
利用者数 (人/月)	116	115	110	142	144	166

## (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行い、あわせて日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がいまたは難病の人を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を実施します。生活訓練（宿泊型含む）は、知的障がい者または精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行います。

### 《自立訓練（機能訓練・生活訓練）対象者具体的例》

ア 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人  
イ 特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人等

### ○今後のサービス見込量

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、潜在的なニーズは多いと思われませんが、周知不足及びサービス提供事業所が少なく事業の拡充が求められています。

機能訓練は、第6期計画では利用実績はありませんが、病院においてのリハビリテーション対象者の今後の利用意向を勘案しサービス量を見込みます。生活訓練は、令和5年8月までの利用者数6人をもとに学校卒業者数や利用意向を勘案し毎年度新規者1人のサービス量を見込みます。

### 【自立訓練（機能訓練）のサービス利用実績及び見込量】（1月の総利用日数、利用者数）

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (人日分/月)	0	0	0	23	23	23
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

【自立訓練（生活訓練）のサービス利用実績及び見込量】（1月の総利用日数、利用者数）

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
利用量 (人日分/月)	78	84	83	161	184	207
利用者数 (人/月)	6	7	6	7	8	9

(3) 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力及び適性等に合った選択を支援するサービスが提供されます。

《就労選択支援利用対象者》

- ア 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者
- イ 現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

○今後のサービス見込量

今期計画からの新たなサービスで、施行期日が令和7年10月となります。自立した地域生活に向けて就労支援を推進するにあたり、必要性およびニーズは高い事業です。令和7年年度から1人を勧誘し見込みます。

【就労選択支援のサービス利用実績及び見込量】（1月の利用者数）

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
利用者数 (人/月)				0	1	2

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

《就労移行支援利用対象者》

- ア 一般就労等を希望するが、就労が困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介などその他の支援が必要な65歳未満の人

イ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許を取得することにより、就労を希望する人

#### ○今後のサービス見込量

自立した地域生活に向けて就労支援を推進するにあたり、必要性およびニーズは高い事業ですが、市内には事業所がなく、市外のサービス事業所を利用している状況です。令和5年8月までの利用実績数3人をもとに毎年度新規1人を勘案し利用量を見込みます。

【就労移行支援のサービス利用実績及び見込量】 (1月の総利用日数、利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (人日分/月)	56	28	30	92	115	138
利用者数 (人/月)	6	3	3	4	5	6

#### (5) 就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援A型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

#### 《就労継続支A型事業所利用対象者》

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人(利用開始時に65歳未満)

- ア 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結び付かなかった人
- イ 特別支援学校を卒業し就職活動を行ったが、雇用には結び付かなかった人
- ウ 企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

#### ○今後のサービス見込量

就労継続支援では、ここ数年のサービス事業所の増加に伴い、利用時間、人数とともに伸びていますが、A型事業所は市内には1か所と少なく、一般企業への就労に結びついていない現状です。サービス見込量は令和5年8月の利用者数33人をもとに就労移行支援数等から毎年度新規者数2人、令和6年度に新規

事業者の10人を勘案しサービス量を見込みます。

【就労継続支援A型のサービス利用実績及び見込量】 (1月の総利用日数、利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (人日分/月)	699	557	615	1,035	1,081	1,127
利用者数 (人/月)	39	32	33	45	47	49

(6) 就労継続支援B型

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約は締結しません。

《就労継続支援B型利用対象者》

- ア 企業等や就労継続支援事業での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人
- イ 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業の雇用に結び付かなかつた人
- ウ 50歳に達している人、又は障害基礎年金1級受給者
- エ 障害者支援施設入所者は、サービス等利用計画により必要性を認められた人

○今後のサービス見込量

B型事業所利用者数は年々増加しており、就労支援に向けて利用希望の高いサービスとなっています。令和5年8月までの利用実績者数112人をもとに、毎年度新規者数2人、令和6年度に新規事業者の50人を勘案し見込みます。

【就労継続支援B型のサービス利用実績及び見込量】 (1月の総利用日数、利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (人日分/月)	2,089	1,937	2,118	4,002	4,048	4,094
利用者数 (人/月)	122	122	122	174	176	178

### (7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で、就労の継続を図るため訪問や随時の対応により、事業所・家族等と連絡調整を行い雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談・助言等を行うサービスです。

#### 《就労定着支援対象者》

ア 一般就労へ移行した障がい者

#### ○今後のサービス見込量

就労移行支援事業所の利用者及びこれまでの一般就労への移行者数を勘案し、目標数値を見込みます。令和5年8月までの利用実績者数1人をもとに毎年度新規者1人を勘案し見込みます。

#### 【就労定着支援のサービス利用実績及び見込量】

(1月の利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人/月)	1	1	1	2	3	4

### (8) 療養介護

医療と常に介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

#### 《療養介護利用対象者》

ア 筋萎縮側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6に該当  
イ 筋ジストロフィー患者、または重症心身障がい者で障害支援区分5以上

#### ○今後のサービス見込量

令和5年8月までの利用者実績者数15人をもとに、新規利用者1人を勘案し、サービス利用量を見込みます。

【療養介護サービス利用実績及び見込量】

(1月の利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人/月)	13	13	15	15	15	16

(9) 短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に障がい者(児)に対し、短期間、夜間も含め施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

福祉型(障害者支援施設等)と、医療的ケアが必要な人を対象とする医療型(医療機関)があります。

《短期入所対象者》

ア 障害支援区分1以上の障がい者及び障がい児

○今後のサービス見込量

市内の受け入れ事業所数が少ないため、今後、地域生活支援拠点等の整備において、緊急時の受入れ体制を整備していくことが課題となります。

福祉型は令和5年8月までの利用平均者数6人、1人当たり平均利用日数7日をもとに経年的な介護保険移行者数を除き、地域生活移行者数及び新規利用者数2人を勘案し見込みます。医療型は、令和5年8月までの利用平均者数2人、1人当たり平均利用日数3日をもとに毎年度新規者1人を勘案しサービス量を見込みます。

【短期入所(福祉型)のサービス利用実績及び見込量】(1月の総利用日数、利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (人日分/月)	36	50	42	56	70	84
利用者数 (人/月)	9	6	6	8	10	12

【短期入所（医療型）のサービス利用実績及び見込量】（1月の総利用日数、利用者数）

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (人日分/月)	4	1	6	9	12	15
利用者数 (人/月)	1	1	2	3	4	5

### 3 居住支援及び施設系サービス

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

《共同生活援助対象者》

ア 障がい者

#### ○今後のサービス見込量

グループホームは、地域生活移行の推進に当たり、利用者数は年々増加しており今後も引き続き整備が求められています。令和5年8月までの利用者実績者数63人をもとに地域移行者数及び新規者1人を勘案しサービス利用量を見込みます。

【共同生活援助のサービス利用実績及び見込量】（1月の利用者数）

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人/月)	67	65	63	85	87	89

【共同生活援助利用者のうち重度障害者の実績及び見込量】（1月の利用者数）

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人/月)				20	20	20

## (2) 施設入所支援

障害者支援施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護や生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

### 《施設入所支援対象者》

- ア 生活介護を受けており、障害支援区分4（50歳以上の者は区分3）以上
- イ その他、障害福祉サービス等の組み合わせにより該当

## ○今後のサービス見込量

市内の障害者支援施設は1箇所です。国の指針に基づき施設入所者の地域移行をすすめる観点から障害福祉サービス整備の推進を図ります。令和5年8月までの利用者数70人をもとに国の指針に基づき、サービス利用量を見込みます。

### 【施設入所支援のサービス利用実績及び見込量】

(1月の利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人/月)	79	76	70	71	70	69

## (3) 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な訪問や随時対応により、地域生活の移行に向けた相談・助言等を行うサービスです。

### 《自立生活援助対象者具体例》

- ア 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での1人暮らしに移行した障害者等で、理解力及び生活力等に不安がある者
- イ 現に1人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ウ 同居家族等が障がいや疾病等のため、家族の支援が見込めないため実質的に1人暮らしと同様の状況であり、日常生活の支援が必要な者

## ○今後のサービス見込量

本事業を提供できる事業所が圏域で1箇所です。第6期計画では実績がありませんが、地域移行の定着を進めるうえでも地域生活移行後の変化していく生活に合わせた柔軟性の高い支援体制が必要であることから、自立生活援助の活

用を促していきます。

【自立生活援助のサービス利用実績及び見込量】

(1月の利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

## 4 相談支援

### (1) 計画相談支援

障害福祉サービスを必要に応じ適切に利用することができるよう、指定特定相談事業所がサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所等と連絡調整を行います。

#### 《計画相談支援対象者》

ア 障害福祉サービスを利用する障がい者及び障がい児の保護者、または地域相談支援を利用する障がい者

#### ○今後のサービス見込量

全ての障害福祉サービス等の利用者には、サービス等利用計画が作成されており、今後も指定特定相談事業所の確保と、適切な計画作成のための事業所との連携と強化に努めます。

令和5年8月までの利用実績者数64人をもとに介護保険移行者数を除き、地域移行者、毎年度新規者数2人を勘案しサービス量を見込みます。

【計画相談支援のサービス利用実績及び見込量】

(1月の利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人/月)	63	62	64	66	68	70

### (2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が退所、退院して地域生活に移行する際に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等のサービスを提供します。

《地域移行支援対象者》

- ア 障害者支援施設等の入所や療養介護を行う病院に入院している障がい者
- イ 精神科病院に入院している精神障がい者
- ウ 救護施設または更生施設に入所している障がい者
- エ 刑事施設、少年院に収容されている障がい者
- オ 更生保護施設に入所または自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備センターに宿泊している障がい者

○今後のサービス見込量

障害者支援施設等や精神科病院と連携し、相談支援体制の整備を図り、地域移行にかかわる関係機関とのネットワークを強化し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図り、課題解決に努めます。

第6期計画での実績はありませんでしたが、障害者支援施設等や精神科病院からの退所・退院による地域生活移行者数を勘案して毎年度1人を見込みます。

【地域移行支援のサービス利用実績見込量】

(1月の利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	2	3

(3) 地域定着支援

自宅で単身で生活している人、施設・病院から退所・退院した人、家族から自立する人などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して相談及び必要な支援を行います。

《地域定着支援対象者》

- ア 居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない障がい者
- イ 居宅において家族と同居していても、家族の支援が見込めない障がい者

○今後のサービス見込量

第6期計画での利用実績はありませんでした。地域生活移行者数等を勘案して毎年度新規者1人を見込みます。

## 【地域定着支援のサービス利用実績見込量】

(1月の利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	2	3

## 第5章 障害児通所支援等の必要量の見込み

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から就学、就労まで一貫した支援を身近な地域で受けることができるよう保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、体制の構築に努めます。

### 1 障害児通所支援等

#### (1) 児童発達支援

療育支援が必要な障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。

#### ○今後のサービス見込量

本市には、児童発達支援事業所がないため、上天草市地域療育通園事業を平成24年度から市直営で実施しています。このため事業所開拓を行うとともに、引き続き障がい児及び家族を取り巻く関係機関と連携を図りながら療育の提供を行うことで、障がい児支援の強化に努めます。

児童発達支援事業は令和5年8月までの利用者数9人をもとに、利用者の就学及び毎年度新規者数1人、1人当たり平均利用日数5日を勘案しサービス量を見込みます。

#### 【地域療育通園事業（キラキラ仲間）】

(1月の利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人/月)	19	26	23	23	23	23

#### 【児童発達支援利用実績及び見込量】

(1月の総利用日数、利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (人日分/月)	26	28	39	165	170	175
利用者数 (人/月)	10	10	9	33	34	35

## (2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休業期間中において、生活能力向上のための訓練等や社会との交流促進、その他必要な支援を行います。

### ○今後のサービス見込量

市内1事業所のほか、天草圏域や近隣市町への利用があります。新規利用者が増加しており、引き続き、障がい児に必要な療育の場を確保していきます。

令和5年8月までの利用実績者数27人をもとに、毎年度新規利用者10人、1人当たり平均利用日数10日を勘案しサービス量を見込みます。

【放課後等デイサービス利用実績及び見込量】 (1月の総利用日数、利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (人日分/月)	191	152	178	370	470	570
利用者数 (人/月)	45	37	27	37	47	57

## (3) 保育所等訪問支援

障がい児が在籍している保育所、小学校、特別支援学校などへ、障害児通所支援事業所から訪問し、療育について障がい児以外の児童との集団生活への適応のための必要な支援を行います。

### ○今後のサービス見込量

令和5年8月までの利用実績者1人をもとに1月当たり平均利用日数1日を勘案しサービス量を見込みます。

【保育所等訪問支援利用実績及び見込量】 (1月の総利用日数、利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (人日分/月)	6	1	1	1	1	1
利用者数 (人/月)	3	1	1	1	1	1

#### (4) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児を対象に、障害児通所支援事業所が自宅を訪問し療育支援を行います。

##### 《居宅訪問型児童発達支援対象者》

重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児

※重度の障がいの状態とは、

ア 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態

イ 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

#### ○今後のサービス見込量

第6期計画での利用実績はありませんが、新規者1人を勘案しサービス量を見込みます。

【居宅訪問型児童発達支援利用実績及び見込量】 (1月の総利用日数、利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (人日分/月)	0	0	0	5	5	5
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

#### (5) 障害児相談支援

障害児通所支援等を利用する障がい児及び家族を対象に、サービスを適切に利用することができるように、指定特定相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに見直しを行い、サービス提供事業所等との連絡調整を行います。

#### ○今後のサービス見込量

早期療育の必要性が理解されていくことで、今後、障がい児のサービスの利用意向は高くなっていくと思われまます。

令和5年8月までの利用実人数41人をもとに、毎年度新規申請3人とサービス利用意向を勘案し見込みます。

【障害児相談支援利用実績及び見込量】

(年間の利用者数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人/月)	55	49	41	45	48	51

(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置  
医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

○今後のサービス見込量

医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業修了者の配置を令和8年度までに進めます。

【医療的ケア児等コーディネーター配置事業】

(配置人数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
配置数 (人)	0	0	0	0	0	1

(7) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

地域社会への参加や包容(インクルージョン)の促進の観点から、保育所・認定子ども園、放課後児童健全育成事業、小学校や特別支援学校等の育ちの場での療育支援体制の整備に努めます。

【障がい児の子ども・子育て支援等の利用者数見込み量】

(年間の受入人数)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
放課後児童健全 育成事業	7	6	8	9	9	9
認定こども園	4	5	4	5	5	5
保育所	15	16	14	16	16	16

## 第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施される事業として位置付けられており、市が必ず行わなければならない必須事業としては、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業及び地域活動支援センター事業があります。

### 1 理解促進研修・啓発事業

障がい者（児）に対する理解を深めるための啓発事業等、広報での周知を定期的に行い、障がいに対する地域全体での理解をすすめます。

- (1) 教室等の開催・・・教室等を通じ障がい者（児）への理解を深めるもの
- (2) 事業所訪問・・・地域住民が障害福祉サービス事業所等へ直接訪問し交流しながら障がい者（児）に対して合理的配慮、知識・理解を促すもの
- (3) イベント開催・・・講演会等多くの市民が参加できる形態により、障がい者（児）に対する理解を深めるもの
- (4) 広報活動・・・障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障がい者（児）に関する各種カードなどの紹介など普及・啓発を目的とした広報活動

### 2 自発的活動支援事業

障がい者（児）及びその家族による悩みの共有や情報交換できる交流会活動として、障がい児親の会の支援、災害対策活動、ボランティア活動など自発的活動を支援します。

- (1) ピアサポート・・・障がい者（児）やその家族がお互いの悩みを共有することや情報交換できる交流会活動の支援
- (2) 災害対策・・・障がい者（児）が孤立することがないように見守り活動の支援
- (3) 社会活動支援・・・障がい者（児）のボランティア活動の支援や社会復帰の支援
- (4) ボランティア・・・ボランティアの養成や活動の支援
- (5) 孤立防止活動・・・障がい者（児）の地域における孤立防止の支援

### 3 相談支援事業

障がいのある人及び保護者、又は介助者等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

また、障がいのある人に対する虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行い、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

#### ○今後のサービス見込量

現在、天草圏域において障害者相談支援事業所6か所ですが、令和3年度以降は市単独での相談支援事業所1か所の設置となっています。また、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置については、引き続き関係機関と検討します。今後、相談支援事業を効果的にすすめるに当たり、天草地域自立支援協議会において、就労支援や地域生活支援、地域移行支援など地域における障がい福祉の連携に向け協議を重ねます。

#### 【相談支援事業の利用実績及び見込量】

(年間相談件数、設置箇所)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
相談件数 (件)	262	199	182	240	280	300
設置 (箇所)	1	1	1	1	1	1

#### 【基幹相談支援事業の利用実績及び見込量】

(設置箇所)

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
設置 (箇所)	0	0	0	0	0	1

### 4 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度市長申立事業

成年後見制度利用による報酬助成及び成年後見制度市長申立てを行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援します。

#### ○今後のサービス見込量

障がい者本人及び家族の高齢化に伴い、また、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、知的障がいのある人の権利擁護の推進を図ることからも今後も制度周知

を図ることで利用者の増加が見込まれます。

【成年後見利用支援事業の利用実績及び見込量】 (年間利用者数)

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
利用者数 (人)	1	0	1	1	2	2

【成年後見制度市長申立事業の利用実績及び見込量】 (年間利用者数)

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
利用者数 (人)	0	1	1	1	1	1

## 5 意思疎通支援（コミュニケーション）事業 及び手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）と、その他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣による支援事業などを行い意思疎通の円滑化を図ります。

それに伴う手話奉仕員の養成事業を併せて行います。

### ○今後のサービス見込量

コミュニケーション支援事業は、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会に委託し実施しています。近年の利用実績は少ない状況でしたが、現在、必要に応じての利用ですが、コミュニケーション支援事業をより多くの人たちに周知するとともに、事業の担い手である手話通訳者等の養成や研修の充実が必要です。

今後も、手話奉仕員の養成研修は、天草圏域での実施を継続します。

【意思疎通支援事業の利用実績及び見込量】 (年間利用回数)

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
利用回数 (回数)	2	5	5	10	10	10

【手話奉仕員養成事業の利用実績及び見込量】

(年間開催事業数)

	R 3 実績	R 4 実績	R 5 実績 (見込)	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
事業数 (件)	1	1	1	1	1	1

## 6 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者（児）及び難病の人に対し給付します。

【主な給付品目】

区分	主な品目
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、火災警報器、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費

### ○今後のサービス見込量

障がいのある人の地域での日常生活がより過ごしやすくなるよう、今後も生活実態に対応した用具の選定を検討する必要があります。

また、地域移行がすすむこと、事業の周知を図っていくことで、利用の増加を見込みます。

【日常生活用具給付事業のサービス利用実績及び見込量】

(年間件数)

	R 3 実績	R 4 実績	R 5 実績 (見込)	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
①介護・訓練 支援用具	0	1	1	1	1	1

②自立生活 支援用具	2	3	3	3	3	3
③在宅療養等 支援用具	0	2	2	3	3	3
④情報・意思 疎通支援用具	1	7	3	3	3	3
⑤排泄管理支 援用具	607	632	672	720	760	780
⑥居住生活動 作補助用具	0	0	0	1	1	1

## 7 移動支援事業

通所・通学及び屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、外出の支援を行い地域における自立生活及び社会参加を進めます。

### ○今後のサービス見込量

通学及び市外事業所への通所において車両移送型の移動支援を実施しています。ニーズの高い事業ですが、サービス事業所が2事業所と少ない状況です。

また、障がい等のある人への個別の外出支援も行っています。今後、利用者が増加した場合は、サービス提供が不足することも考えられるため、同行援護と合わせて必要量の確保に努めます。

### 【移動支援事業のサービス利用実績及び見込量】

（年間利用時間、年間利用者数）

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用量 (時間)	2,306	1,939	1,800	1,950	1,950	1,950
利用者数 (人)	17	15	14	15	15	15

## 8 地域活動支援センター事業

重度の障がい等で、雇用されることが困難な人への日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを目的に地域活動支援センターを設置しています。

### ○今後のサービス見込量

地域活動支援センター事業は、現在、NPO法人 交流の里 どんぐり村にⅢ型を運営委託しています。同事業所は就労継続支援B型の事業所を併設しており、就労継続支援B型への移行も行われています。アンケート結果では約7割の人が地域活動支援センター事業について知らないと答えていることから、今後様々な媒体を通じて周知を図ることと併せて、地域の関係機関へも周知を行います。

【地域活動支援センター事業（Ⅲ型）の利用実績及び見込量】（設置数、年間利用者数）

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
設置 (箇所)	1	1	1	1	1	1
利用者数 (人)	8	9	12	15	18	20

## 9 その他任意事業

### (1) 日中一時支援事業

障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息のため預かりを行います。

### ○今後のサービス見込量

障がい者（児）の放課後や休日の活動の場所として、タイムケア事業所3か所、日帰りショート事業所6か所と契約し実施しています。今後も、利用量の増加が見込まれるため、利用定員の確保や新たな事業所の確保に努めます。

【日中一時支援事業のサービス利用実績及び見込量】（年間利用者数）

	R3実績	R4実績	R5実績 (見込)	R6見込	R7見込	R8見込
利用者数 (人)	32	30	34	35	36	37

### (2) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度の障がい者（児）に対して、移動入浴車で入浴サービスを提供します。

○今後のサービス見込量

訪問入浴事業は、現在、委託事業先がない状況で、利用意向者に対してサービスの提供が実施できていません。引き続き、委託事業所の確保に努めるとともに、地域の資源を活用した他の方法での入浴支援の検討を行います。

【訪問入浴サービス事業のサービス利用実績及び見込量】 (年間利用者数)

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

(3) 福祉ホーム事業

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で居室を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

○今後のサービス見込量

これまで実績はありませんが、低所得の利用者に対し必要に応じ実施します。

【福祉ホーム事業のサービス利用実績及び見込量】 (年間利用者数)

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

(4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

重度の身体障がい者や知的障がい者に、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の社会参加の促進を図ります。

○今後のサービス見込量

自動車運転免許取得・改造助成事業については、障がい者の地域への社会参加や就労を推進していく中で、周知を図り実施します。

これまでの利用実績をもとに見込みます。

【自動車運転免許取得・改造助成事業のサービス利用実績及び見込量】(年間利用者数)

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
利用者数 (人)	2	1	1	2	2	2

(5) 地域移行のための安心生活支援事業

以下の3事業を「安心生活支援事業」といいます。

ア 緊急時支援事業

夜間や休日も含めた緊急時における対応、相談等を行います。

イ 地域生活体験事業

一般アパート等を借り上げて、一定期間地域生活を体験させることにより、将来的に地域で自立した生活ができるように支援します。

ウ コーディネート事業

地域移行専門のコーディネーターを配置し、地域移行に必要な関係機関・団体と緊密な連携を図り、地域移行を推進します。

○今後のサービス見込量

天草圏域での1か所の設置です。施設・病院からの退所・退院により地域移行をすすめていくための受け皿として必要な事業となりますが、利用実績がなく活用できていない状況です。今後、地域生活支援拠点等の整備を進めていく中で、事業の周知を行うとともに、サービス利用が必要な人につなげるなど相談支援事業を強化し地域移行を進めます。

【緊急時支援事業の利用実績及び見込量】 (圏域設置個所数、年間利用者数)

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
設置 (箇所)	1	1	1	1	1	1
利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

【地域生活体験事業の利用実績及び見込量】 (年間設置箇所、年間利用者数)

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
設置 (箇所)	1	1	1	1	1	1
利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

【コーディネート事業の利用実績及び見込量】 (年間設置箇所、年間利用者数)

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
設置 (箇所)	1	1	1	1	1	1
利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

## 10 巡回支援専門員整備事業

保育所等の子ども及びその親が集まる施設・場に巡回等支援を行い、施設等職員及び障がい児の保護者に対し、助言等の支援を行うことで早期発見・早期対応を図ります。

### ○今後のサービス見込量

天草圏域で天草市社会福祉協議会（児童発達支援センターすくすく園）に委託している事業です。療育相談員が計画的に市内保育所等を巡回し、療育支援が必要な子どもが適切な療育指導を受けられるよう、保育所等の職員及び保護者に対し、子どもの育ちの理解につながる助言等の支援を行います。療育支援が必要な子どもの人数は増加傾向にありますが、早期に療育支援を受けられるよう事業連携に努めます。

【巡回支援専門員整備事業】 (年間相談件数)

	R 3実績	R 4実績	R 5実績 (見込)	R 6見込	R 7見込	R 8見込
相談件数 (件)	87	80	110	110	110	110

## 1 1 天草地域自立支援協議会

障がいのある人たちが地域で安心して暮らせるよう天草圏域（上天草市、天草市、苓北町）にある多分野（医療、保健、福祉、教育、雇用等）の関係機関が集まり、地域で上がってきた課題について地域全体で検討し、改善・解決していくために天草地域自立支援協議会を設置しています。活動内容は以下のとおりです。

### ◆全体会議

地域の課題を共有し、解決に向けて提言を行う会議です。

### ◆運営会議

相談支援事業者と市町で構成し、定例会や専門部会との連絡調整等を行い、協議会の方向性や会議等の検討を行います。

### ◆専門部会

専門分野における継続的な調査検討、研究、連絡調整、課題検討会等議論を深めます。児童部会、就労部会、地域生活部会、計画相談部会、精神障害者支援部会の5部会で構成されています。

### ◆定例会

地域の現状及び課題について、地域の関係者で定期的に情報を共有する場です。

### ◆個別支援会議等

個人の課題を解決するため、個別支援計画の作成や支援体制の役割分担を調整し、地域の課題を定例会に報告していきます。

## 第7章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障

### 害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

#### 1 障がい者等に対する虐待の防止

##### ■ 障害者虐待防止法の制定

平成23年6月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され（平成24年4月施行）、障がい者に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められました。

上天草市では「上天草市虐待防止センター」を福祉課に設置し、相談の受付や緊急時の対応を各関係機関と連携し行います。

#### 2 障がいを理由とする差別解消の推進

##### ■ 障害者差別解消法

平成28年4月に障がいのある人への差別をなくすことで障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、熊本県においては「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に施行されています。

差別の禁止、合理的な配慮の理解を促進するために、啓発活動を実施していきます。また、市役所においても職員対応要領を定め推進します。

「改正障害者差別解消法」（令和6年4月施行）

- ・ 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- ・ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- ・ 障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化

### 3 意思決定支援の取組

#### ■ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

##### 【成年後見制度利用促進基本計画】

#### (1) 計画の策定にあたって

##### ア 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症高齢者等で判断能力が十分でない人の財産及び権利を保護し、日常生活を支援する制度です。家庭裁判所によって選任された成年後見人等が認知症高齢者等の意思を尊重し、意思決定を支援しながら契約等の法律行為を行います。

しかしながら、成年後見制度の認知度は低く、十分に利用されているとは言えません。認知症高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、様々な支援等が行われていますが、少子高齢化の進行等により社会的孤立状態にある人々も増加しており、権利擁護支援への重要度は高まっています。

こうした状況を踏まえ、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」を平成28年4月に公布、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）、令和4年3月に「第2期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。これらの国の動向を踏まえ、市においては、成年後見制度を必要な人が適切に利用できるよう、制度の利用促進に関する施策を計画的に推進します。

また、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため関係法律の整備に関する法律」も令和元年6月に成立し成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が進められています。

##### イ 計画の位置づけ

基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律において、市は、国が定める基本計画を勘案して、市における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。既存の法定計画と一体的に策定する方法が可能であると示されていることから、本市においては、高齢者福祉計画及び障がい福祉計画に盛り込み進捗管理を行います。

#### (2) 成年後見制度利用に関する現状と課題

##### ア 成年後見制度の概要

成年後見制度には、後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することになっています。

類型	対象としている方	申立てをすることができる人
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等
保佐	判断能力が著しく不十分な方	
補助	判断能力が不十分な方	

#### イ 成年後見制度の利用実績等

(ア) 成年後見制度利用者数（令和5年6月30日現在 熊本家裁公表）

後見	保佐	補助	任意後見	利用人数
13	3	1	0	17

(イ) 成年後見制度市長申立て件数（福祉課のみ）

令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
0	1	1

(ウ) 成年後見利用支援事業の件数（福祉課のみ）

令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
1	0	1

#### ウ 各種調査からみえる課題

アンケート調査結果では、成年後見制度について、「名前も内容も知らない」と答えた人が50.0%、「名前は知っているが内容は知らない」と答えた人が21.3%で併せて7割以上の方が制度そのものを知らない状況でした。今後も利用促進に向けての周知・啓発や中核機関設置等の体制整備を進める必要があります。

### (3) 具体的な取組み

#### ア 制度の理解促進と利用促進

成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動を行い、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等を行います。

(ア) 制度理解のための周知啓発

成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、地域において、より一層制度の理解を深めていく必要があります。

ます。そのため、地域全体に制度の周知啓発の拡充を図ることにより、地域で信頼され、かつ安心して利用され、地域全体で支え合う制度として適正に運用されるよう、ホームページ、広報誌など様々な媒体を通じて制度の理解促進に取り組みます。

## イ 利用者本位の制度の運用

成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者及び障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本としていることから、利用者の立場に立った制度の運用に努めます。

### (ア) 利用者の把握と早期発見

医療や介護職、関係機関等との地域でのネットワークの構築により、利用者を早期に把握しニーズに合った制度支援を行うよう努めます。

### (イ) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施

後見人が制度利用者に対し、密接な身上保護と見守りを行うとともに本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた障害福祉サービス及び医療等の公的サービスの提供がなされるよう、支援体制の構築に努めます。

### (ウ) 後見類型（後見・保佐・補助）等の選択と他のサービスとの一体的提供

適切な後見類型（後見・保佐・補助）等の選択及び必要な制度利用につなげ、支援対応の向上を図り、他の公的サービス等と連動した一体的な提供により、上天草市社会福祉協議会が実施している「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」と連動し、認知症及び障がいの程度に応じてスムーズに成年後見制度へ移行するよう努めます。

また、成年後見制度利用支援事業による報酬助成を行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援を行います。申し立てる親族がない場合は、市長申立により申立費用の助成及び利用の支援を行います。

## ウ 中核機関の整備及び地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制

の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築します。

また、専門職による専門的助言等の支援の確保、協議会等の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）体制整備を行います。

#### （ア）中核機関の設置・運営

地域において、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要です。本市では、中核機関を上天草市福祉課障がい福祉係、高齢者ふれあい課地域包括支援係に設置し、地域連携ネットワークの中核的な機関として、広報、相談、成年後見制度利用促進及び不正防止効果の機能を担います。

また、成年後見制度利用促進機能のうち、受任者調整機能については、適切な後見人候補者の選任が行われるよう審議する体制を整備します。

#### （イ）地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークは、二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進める必要があります。

##### a 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける体制の構築を進めます。

##### b 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体等及び関係機関がチームを支援する体制の構築を進めます。

## 4 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、国・県との連携を図りながら文化芸術の鑑賞・参加・創造、障害者の文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援の強化、障害者による文化芸術活動に係る地域での作品の発表、交流等

の促進を図り、障害者の芸術文化及びスポーツ活動の参加や理解への促進を推進していきます。

## 5 障がい者等の安全の確保に向けた取組

障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域に開かれた施設として平常時から地域住民や関係機関との連携を図り、利用者の安全確保に向けた取り組みをすすめることが重要であり、その支援を県及び市町村は行っていく必要があります。

また、この日常的な地域とのつながりが災害等における障がい者（児）の安全確保につながるとともに、福祉避難所として地域の安全提供の場となることも踏まえたうえで避難支援体制等を推進します。

## 6 その他の関連法

### ■障害者優先調達推進法の制定

都道府県や市町村等では、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に取り組むための推進方針を毎年度策定し、調達実績をホームページ等で公表します。

### ■発達障害者支援法の制定

発達障がい者（児）の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進のために、「発達障害者支援法」が平成16年12月に制定され、平成17年4月から施行されました。発達障がいを早期に発見し発達支援を行うこと、学校教育における発達障がい児への支援、発達障がい者の就労への支援などをすすめていきます。

### ■視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律の制定

平成30年6月に施行され、視覚障害者等が利用しやすい書籍・電子書籍等の普及、量的拡充及び質の向上、視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮を進めます。

### ■障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定

障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を目指します。

## 第8章 計画の推進

### 1 計画の推進体制の整備

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、障がい者（児）やその家族、障がい者団体等の意見を生かしていくとともに、福祉・保健・医療・保育・教育・就労等の幅広い分野の連携や地域の多様な社会資源を生かした、各関係機関との連携や協働が必要です。

本市では、「天草地域自立支援協議会」及び「上天草市障がい者計画及び障がい福祉計画策定検討委員会」において、本計画について審議するとともに、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らしを共につくる地域共生の実現に向けて、本計画を計画的に推進していきます。

### 2 計画の進捗管理・評価体制

上天草市障がい者計画及び障がい福祉計画策定検討委員会において、本計画の進捗管理及び効果をPDCAサイクルにより、定期的に評価、点検していきます。

なお、計画の進捗及び効果の評価結果、今後の国・県の行政施策の動向、社会情勢及び制度の変更等により、必要に応じて計画期間中も見直しを行うこととします。

# 卷末資料

## 天草圏域または県内の主な障害福祉サービス事業所一覧

県指定事業者一覧に基づき作成しています。上天草市・天草市・苓北町に所在するサービス事業所を掲載しています。

※ 身体＝身体障がい者 知的＝知的障がい者 児＝障がい児 精神＝精神障がい者 難病＝難病患者

### 相談支援

●指定特定相談支援事業所 者 指定障害者相談支援事業所 児 指定障害児相談支援事業所

事業所名		所在地	電話番号
指定特定相談支援事業所 きずな	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒861-6103 上天草市松島町今泉6172	0969-56-2113
相談支援事業所 空	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">児</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒869-3603 上天草市大矢野町中4534-5	0964-57-1112
地域療育支援事業所 第2はまゆう療育園	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒863-0033 天草市東町28-20	0969-22-6864
相談支援センター れいざん	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒863-0006 天草市本町下河内680	0969-23-7539
地域生活支援センター グリーン	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒863-2171 天草市佐伊津町401-5	0969-22-1770
星光園相談支援事業所 「ほほえみ」	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒863-0049 天草市北原町9-32	0969-23-3503
ひまわり	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">児</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒863-1901 天草市牛深町1548-3	0969-77-8029
相談支援事業所 ピースバイピース	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">児</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒863-0023 天草市中央新町11-14	0969-66-9819
ゆうすい	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒863-2201 天草市五和町御領2395-2	0969-32-2355
障がい者支援センター リンク	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">児</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒861-6403 天草市倉岳町宮田1152-5	0969-52-5877
相談支援事業所 なんかい	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">児</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒863-0006 天草市本町下河内1685-1	0969-24-1456
指定・特定相談支援牛深事業所	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">児</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒863-1901 天草市牛深町3473-10	0969-46-2411
障がい者支援センターら いふ	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">児</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">者</span>	〒863-1214 天草市河浦町久留217-2	0969-76-1351

相談支援事業所 Cruto あまくさ	児 者	〒863-0003 天草市本渡町本渡2611-4	0969-22-3363
相談支援事業所なごみ	児 者	〒863-0014 天草市東浜町10-1 三貴ビル3F-B	0969-27-5600
天草整肢園相談支援事業 所	者	〒863-2502 天草郡苓北町上津深江10	0969-35-1717
障がい者支援センター 放生	児 者	〒863-2507 天草郡苓北町富岡3278-2	070-4565-2252

### ●地域移行支援

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神
障がい者支援センターリンク	天草市倉岳町	0969-52-5877	○	○	○
障がい者支援センターらいふ	天草市河浦町	0969-76-1351	○	○	○
障がい者支援センター放生	天草郡苓北町	07045652252	○	○	○

### ●地域定着支援

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神
障がい者支援センターリンク	天草市倉岳町	0969-52-5877	○	○	○
障がい者支援センターらいふ	天草市河浦町	0969-76-1351	○	○	○
障がい者支援センター放生	天草郡苓北町	07045652252	○	○	○

## 訪問系サービス（上天草市所在の事業所のみ）

### ●居宅介護

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神
上天草市社会福祉協議会 居宅介護事業所	上天草市松島町	0969-56-2333	○	○	○
ニチイケアセンター大矢野	上天草市大矢野町	0964-57-4770	○	○	○
姫戸町ホームヘルパーステー ション翔洋苑	上天草市姫戸町	0969-58-3633	○	○	○
ケアステーション Cruto 大矢野	上天草市大矢野町	0964-57-1133	○	○	○

●同行援護

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神
上天草市社会福祉協議会 居宅介護事業所	上天草市松島町	0969-56-2333	○	○	○

日中活動系サービス

●生活介護

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神
障害者支援施設 きずなの里	上天草市松島町	0969-56-2111		○	
地域療育支援事業所 第2はまゆう療育園	天草市東町	0969-22-6864	○	○	
みやおみやおペーカー	天草市中央新町	0969-22-6507		○	
ちはや	天草市栄町	0969-33-8377		○	
星光園	天草市北原町	0969-23-3503	○	○	
苓南寮	天草市北原町	0969-22-3393	○	○	
南海寮	天草市本町	0969-23-3850	○	○	○
通所センターあいむ	天草市本町	0969-24-0778	○	○	○
苓山寮	天草市本町	0969-22-5339		○	
第二苓山寮	天草市本町	0969-22-1766		○	
第二天草学園	天草市本町	0969-22-3873		○	
障がい者支援センターリンク	天草市倉岳町	0969-52-5877	○	○	○
就労サポートセンターぴ〜す	天草市佐伊津町	0969-22-1770	○	○	○
障がい者サポートセンターゆ うすい	天草市五和町	0969-32-2355		○	
障がい者支援センターらいふ	天草市河浦町	0969-76-1351	○	○	○
なぎさ寮	天草市深海町	0969-75-0066		○	
障害者支援施設天草更生園	天草郡苓北町	0969-35-1311	○	○	○
障害者支援施設苓龍苑	天草郡苓北町	0969-35-1671	○	○	○

障害者支援施設天草整肢園	天草郡苓北町	0969-35-1671	○	○	○
--------------	--------	--------------	---	---	---

●生活介護（基準該当）

事業所名	所在地	電話番号
南風苑デイサービスセンター	上天草市大矢野町	0964-56-0263
翔洋苑デイサービスセンター	上天草市姫戸町	0969-58-3611
デイサービスセンターひかりの園	上天草市松島町	0969-56-1900
ひかりの園 教良木デイホーム	上天草市松島町	0969-57-0555
デイサービスセンターじいちゃん家	上天草市大矢野町	0964-56-2112

●自立訓練（生活訓練）

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神
障がい者支援センターリンク	天草市倉岳町	0969-52-5877	○	○	○
天草ポランの広場	天草市新和町	0969-46-2411			○
就労サポートセンターぴ〜す	天草市佐伊津町	0969-22-1770	○	○	○
障がい者支援センターらいふ	天草市河浦町	0969-76-1351	○	○	○

●就労移行支援

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神
苓南寮	天草市北原町	0969-22-3393	○	○	
障がい者支援センターリンク	天草市倉岳町	0969-52-5877	△	○	○

●就労継続支援A型（B型事業所・多機能型）

事業所名	種別	所在地	電話番号	身体	知的	精神
夢の架けはし	A B	上天草市松島町	0969-56-3339	○	○	○
すとろーはっと	A	天草市佐伊津町	0969-22-1718	○	○	○

ワーク NOM	A	天草市亀場町	0964-66-9114	○	○	○
障害者就労センター 天草更生園	A B	天草郡苓北町	0969-35-1311	○	○	○

●就労継続支援B型

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神
どんぐり	上天草市大矢野町	0964-56-3201	○	○	○
グリーンライフ	上天草市大矢野町	0964-27-5758	○	○	○
エコランド	上天草市大矢野町	0964-53-2901	○	○	○
障害者支援センターのぞみ	天草市栄町	0969-22-7485	○	○	○
障がい者支援センターぴゅあ	天草市今釜新町	0969-66-9565	△	○	○
みやおみやおベーカリー	天草市中央新町	0969-22-6507		○	
就労支援センター苓南寮	天草市北原町	0969-22-3393	○	○	
就労サポートセンターぴ〜す	天草市佐伊津町	0969-22-1770	○	○	○
かしの木学園	天草市楠浦町	0969-23-5556		○	
天草きぼうの家	天草市浄南町	0969-24-3235		○	○
ビタミンあい	天草市古川町	0969-66-9988		○	
なごみワーク	天草市東浜町	0969-27-5600		○	○
天草ポランの広場	天草市新和町	0969-46-2411	○	○	○
就労継続支援センター 煌樹	天草市栖本町	0969-66-3888	○	○	○
やじろバえ	天草市有明町	0969-53-0393	○	○	○
NPO 法人ワークショップ ひなたぼっこ	天草市牛深町	0969-73-0155	○	○	○
特定非営利活動法人はっば	天草市久玉町	0969-77-8050	○	○	○

●就労定着支援

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神
障がい者支援センターリンク	天草市倉岳町	0969-52-5877	○	○	○

●療養介護（県内所在の事業所）

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神	難病
くまもと芦北療育医療センター	葦北郡芦北町	0966-82-2431	○	○		
はまゆう療育園	天草郡苓北町	0969-35-1258	○	○		
国立病院機構熊本南病院	宇城市松橋町	0964-32-0826				○
国立病院機構熊本再春荘病院	合志市須屋	096-242-1000	○	○		
国立病院機構菊池病院	合志市福原	096-248-2111	○	○		

●短期入所（ショートステイ）

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	児	精神
障害者支援施設 きすなの里	上天草市松島町	0969-56-2111		○		
翔洋苑短期入所生活介護事業所	上天草市姫戸町	0969-58-3611	○			
南風苑短期入所サービスセンター	上天草市大矢野町	0964-56-0263	○			
短期入所生活介護事業所ひかりの園	上天草市松島町	0969-56-1900	○	○	○	○
釈光苑あまくさA	上天草市大矢野町	0964-22-2333	○	○	○	○
星光園	天草市北原町	0969-23-3503	○	○		
南海寮	天草市本町	0969-23-3850		○	○	
天草学園短期入所事業所	天草市本町	0969-22-3873			○	
第二天草学園短期入所事業所	天草市本町	0969-22-3873		○		
苓山寮	天草市本町	0969-22-5339		○		
てらす	天草市浄南町	0969-22-8800		○		

障がい者サポートセンター ゆうすい	天草市五和町	0969-32-2355		○		
なぎさ寮	天草市深海町	0969-75-0066		○		
はまゆう療育園短期入所事業所	天草郡苓北町	0969-35-1258	○	○	○	
障害者支援施設苓龍苑	天草郡苓北町	0969-35-1671	○	○	○	○

## 居住支援及び施設系サービス

### ●障害者支援施設

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神
障害者支援施設 きすなの里	上天草市松島町	0969-56-2111		○	
星光園	天草市北原町	0969-23-3503	○	○	
苓南寮	天草市北原町	0969-22-3393	○	○	
南海寮	天草市本町	0969-23-3850	○	○	○
苓山寮	天草市本町	0969-22-5339		○	
第二苓山寮	天草市本町	0969-22-1766		○	
第二天草学園	天草市本町	0969-22-3873		○	
障がい者サポートセンター ゆうすい	天草市五和町	0969-32-2355		○	
なぎさ寮	天草市深海町	0969-75-0066		○	
障害者支援センター天草更生園	天草郡苓北町	0969-35-1311	○	○	○
障害者支援施設苓龍苑	天草郡苓北町	0969-35-1671	○	○	○
障害者支援施設天草整肢園	天草郡苓北町	0969-35-1671	○	○	○

### ●グループホーム

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神	難病
みゆきホーム	上天草市松島町	0969-56-2111		○		
釈光苑あまくさ A	上天草市大矢野町	0964-22-2333	○	○	○	○

苓南寮グループホーム事業所	天草市北原町	0969-22-3393		○		
第二苓山寮グループホーム事業所	天草市本町	0969-22-1766		○		
南海寮グループホーム事業所	天草市本町	0969-23-3850		○		
グループホーム ダゴバ	天草市栄町	0969-22-6507		○		
グリーントパス	天草市佐伊津町	0969-22-1770			○	
てらす	天草市浄南町	0969-33-8377		○		
共同生活支援事業所リンク	天草市倉岳町	0969-52-5877	○	○	○	
ゆうすいグループホーム事業所	天草五和町	0969-32-2355		○		
グループホーム天草ポランの広場	天草市新和町	0969-46-2411			○	
やじろべえ	天草市有明町	0969-53-0393	○	○	○	
グループホーム天草更生園	天草郡苓北町	0969-35-1671	○	○	○	

●自立生活援助

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神
障がい者支援センターリンク	天草市倉岳町	0969-52-5877	○	○	○

## 障がい児通所支援

### ●地域療育支援（療育機関）

事業所名	所在地	電話番号	備考
熊本県こども総合療育センター	宇城市松橋町	0964-32-1143	
天草地域療育センター	天草市亀場町	0969-23-7049	

### ●地域療育通園事業

事業名	所在地	電話番号	備考
キラキラ仲間	上天草市松島町	0969-56-1495	親子療育（集団）・個別相談等

### ●児童通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

事業所名	所在地	電話番号	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	重心対象
放課後等デイサービス海	上天草市大矢野町	0964-59-5000		○		
熊本県ひばり園（※）	熊本市東区	096-382-1939	○	○	○	
児童発達支援センターすくすく園	天草市亀場町	0969-23-7049	○	○	○	
放課後等デイサービス事業所ステップバイステップ	天草市中央新町	0969-22-6507		○		
放課後等デイサービスここ	天草市中央新町	0969-22-0150		○		
地域療育支援事業所第2はまゆう療育園	天草市東町	0969-22-6864	○			
地域療育支援事業所第2はまゆう療育園	天草市東町	0969-22-6864	○	○		○
こどもの医療発達支援センターCuole	天草市川原町	0969-33-9811	○	○		
放課後等デイサービス事業所ウイング	天草市北浜町	090-7472-0570		○		
通所支援事業所ぺんぎん	天草市本渡町	0969-24-0856		○	○	
児童発達サポートセンターはぐくみ	天草市本渡町	0969-33-9195	○	○	○	

リハトクラブ sante	天草市太田町	0969-66-9971	○		○	
児童支援事業所 ばすれる	天草市太田町	0969-33-9755	○	○		
児童サポートセンターリ ンク	天草市倉岳町	0969-52-5877			○	
おひさま	天草市牛深町	0969-77-8013		○		
第2 おひさま	天草市河浦町	0969-77-8057		○		
児童支援センター放生	天草郡苓北町	070-4565-2252		○		

※聴覚障がい支援は県内 1 か所のみ

## 地域生活支援事業

### ●障害者等相談支援事業

事業所名	所在地	電話番号	備考
上天草市障がい相談支援センター きずな	上天草市松島町	0969-56-2111	

### ●移動支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	備考
上天草市社会福祉協議会	上天草市松島町	0969-56-2455	通所・通園
あまくさ農業協同組合	天草市太田町	0969-22-1100	個別
ステップバイステップ	天草市中央新町	0969-22-6507	通所・通園

### ●日中一時支援事業（タイムケア）

事業所名	サービス提供場所	電話番号	備考
上天草市社会福祉協議会	上天草市松島町	0969-56-2455	
	上天草市大矢野町	0964-56-3470	
ステップバイステップ	天草市中央新町	0969-22-6507	
南海寮	天草市本町	0969-23-3850	

### ●日中一時支援事業（日帰りショート）

事業所名	サービス提供場所	電話番号	備考
南風苑短期入所サービスセンター	上天草市大矢野町	0964-56-0263	
短期入所生活介護事業所ひかりの園	上天草市松島町	0969-56-1900	
翔洋苑短期入所生活介護事業所	上天草市姫戸町	0969-58-3611	
相生荘	上天草市龍ヶ岳町	0969-63-0131	
熊本県こども総合療育センター	宇城市松橋町	0964-32-1143	
天草学園	天草市本町	0969-22-3873	
氷川学園	八代郡氷川町	0965-62-4081	

熊本こすもす園	宇城市松橋町	0964-33-4551	
若草児童学園	菊池郡大津町	096-293-2467	

### ●地域活動支援センター

事業所名	所在地	電話番号	備考
NPO法人 どんぐり村	上天草市大矢野町	0964-56-3201	Ⅲ型

### ●意思疎通支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	備考
熊本県ろう者福祉協会	熊本市中央区	096-383-5587	

## 相談機関

### ●子どもの育ちに関する相談

機関名	所在地	電話番号	備考
上天草市子育て世代包括支援センター すくすく♡上天草	上天草市松島町	0969-28-3377 080-2480-8872	
上天草市子ども家庭総合支援拠点	上天草市松島町	0969-28-3351	
天草地域療育支援センター 児童発達支援センター すくすく園	天草市亀場町	0969-23-7049	

### ●就労に関する相談

機関名	所在地	電話番号	備考
ふるさとハローワーク	上天草市大矢野町	0964-57-4510	
天草公共職業安定所（ハローワーク天草）	天草市丸尾町	0969-22-8609	
熊本県天草障がい者就業・生活支援センター	天草市本渡町	0969-66-9866	
熊本県障害者就業センター	熊本市中央区	096-371-8333	
ジョブカフェ 天草ランチ	天草市今釜新町	0969-22-4226	
くまもと若者サポートステーション	熊本市東区	096-365-0117	

●精神保健に関する相談

機関名	所在地	電話番号	備考
天草保健所	天草市今釜町	0969-23-0172	
熊本県精神保健福祉センター	熊本市東区	096-386-1166	
熊本県精神科救急情報センター		096-385-9939	
熊本いのちの電話		096-353-4343	
熊本こころの電話		096-285-6688	

●発達障がいに関する相談

機関名	所在地	電話番号	備考
熊本県南部発達障がい者支援センターわるつ	八代市西片町	0965-62-8839	

●ひきこもりに関する相談

機関名	所在地	電話番号	備考
熊本県ひきこもり地域支援センターゆるここ	熊本市東区	096-386-1177	

●成年後見制度・地域福祉権利に関する相談

機関名	所在地	電話番号	備考
上天草市社会福祉協議会本所	上天草市松島町	0969-56-2455	
上天草市役所 福祉課 高齢者ふれあい課	上天草市松島町	0969-28-3373 0969-28-3378	

各種団体

●身体障害者福祉協会

団体名	会員地域	備考
上天草市身体障害者福祉協会	市内全域	

●障がい児親の会

団体名	活動場所	備考
れいんぼう	上天草市大矢野町	
いちご倶楽部	上天草市松島町	

●断酒会

団体名	活動場所	備考
断酒会 大矢野支部	上天草市大矢野町	第3土曜日

●ボランティア団体

団体名	事務局	電話番号
上天草市ボランティア連絡協議会	上天草市社会福祉協議会	0969-56-2455

」

# 上天草市障がい者計画及び障がい福祉計画

## 策定検討委員会名簿

区分	所属	役職	氏名
委員	上天草市議会	文教厚生常任委員長	小西 涼司
委員	障害者支援施設きずなの里	施設長	石山 幸樹
委員	NPO法人どんぐり村 上天草市地域活動支援センター	施設長	楠元 町子
委員	上天草市 身体障害者福祉協会	副会長	岩原 武巳
委員	上天草市社会福祉協議会	事務局長	静谷 正幸
委員	上天草総合病院	病院長	脇田 富雄
委員	障がい児親の会	代表	竹本 利恵
委員	上天草市民生委員児童委員 協議会連合会	会長	柿原 晃夫
委員	上天草市 ボランティア連絡協議会	会長	坂口 米子
委員	学識経験を有する者	保健師	杉田 ひとみ